

一般社団法人日本心身医学会専門医制度規則施行細則

(細則)

第1条 一般社団法人日本心身医学会専門医制度規則の施行に関しては、規則に定めるもののほか、本施行細則によるものとする。

(申請の方法)

第2条 専門医制度要項に示した研修を修了した者で、認定を希望する者は、下記の書類(学会事務局で用意)を整えて、学会事務局に申請する。

(受験資格)

第3条 医師歴6年以上、本学会会員歴6年以上で、本学会及び基本領域学会が認定する研修診療施設で6年以上(非常勤の場合8年以上)の研修歴を有し、所定の研修終了の条件を満たした者とする。

(試験申請時に提出する書類)

第4条

- イ) 専門医申請書(様式①～③) 2部(うちコピー1部)
 - ロ) 基本領域学会の専門医資格(日本内科学会に限り「認定医」)の取得証明書のコピー 2部
 - ハ) 心身医学講習会受講証明書のコピー 2部
 - ニ) 研修証明書(本学会及び基本領域学会) 2部(うちコピー1部)
 - ホ) 研修指導医の推薦状(本学会及び基本領域学会) 2部(うちコピー1部)
- ※ 研修途中で研修診療施設を変更した場合には、それぞれの施設の研修証明書を提出する。
また研修途中で研修指導医の変更を生じた場合、それぞれの指導医の推薦を受け入れること。
- ヘ) 症例サマリーと症例一覧(様式④) 2部(うちコピー1部)
(症例サマリー5例と症例一覧30例)
 - ト) 履歴書(写真を必ず貼付のこと) 2部(うちコピー1部)
 - チ) 返信用封筒2枚(定型・長型3号:連絡先の住所及びあて名を書き、350円切手を貼付のこと)

(試験申請の方法)

第5条 上記の提出書類をそろえて、書留で下記へ送付のこと。

〒167-0051 東京都移並区荻窪5-27-8-7階

日本心身医学会 専門医制度委員会

附 則

この細則は平成18年5月30日から施行する。

附 則

この細則は平成20年1月25日から施行する。

附 則

この細則は平成23年9月23日から施行する。